

中核七回五條労働会決議に對し、政府及使用者側懲罰

中一 有料職業紹介の廢止問題

(政府側)

余均職業紹介の對しては、廢止するに多少の緩和規定を設けるに限、  
余均業採扱ふ不賛成。又、レ職場之於てハ業權

(使用者側)

有料職業紹介、嚴重に法規を以て取締りしを受くるに於て、  
十レ業一に一般社会、便益アリ  
世料公費紹介、ハ其普及を以てするに、故に廢止を必要ナレ、及対。

中二 廢疾、老令、寡婦、孤兒、保險問題

(政府側)

馬内規程十十が、故多に達成、考へるに業權

(使用者側)

我々、家族が、親族互助、義風、我々、保護救助が為なり。

又健康保險法を適用範圍に於て、又實施に困難あり。故に又種、保  
險制度、時期あり。及対

中三 失業保險及失業救済方法

(政府側)

コレが次回、議題トスル、異議ナキモ失業保險、其時期あり。

(使用者側)

我々ハ解、在りて及是、職手前、對彼アリ。又失業保險、其時期あり。  
、同的、是、否、否、力、疑、問、あり、故に失業保險、其時期あり。

中四 自給式板から、製造業に於ける、文書及休總方法

(政府側)

我々ハ、可、種、工場、僅力、六工場アリ、此問題、其種、問題ナリ  
、其、決定、必要、認、メ、ス、但、レ、及、否、否、力、疑、問、あり、異議ナレ

(使用者側)

我々ハ、其、少、工業、自、休、其、否、否、力、疑、問、あり、其、時期あり。及対

中五 失業対策トシテ、労働時間短縮問題